

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市小木直江津航路二次交通対策事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	佐渡汽船直江津港ターミナルを利用する乗船客の二次交通を確保するため、佐渡汽船株式会社が実施する二次交通対策事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助事業者	佐渡汽船株式会社
補助対象経費	二次交通対策事業の実施に必要な経費のうち、(1)ジャンボタクシー（以下「車両」という。）の借上料、(2)委託料（車両の予約受付及び管理、配車依頼並びに運賃収受に係る業務に限る。）、(3)その他市長が必要と認める経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	303千円（当初予算）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の100分の15
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	本補助金は、佐渡汽船直江津港ターミナルから直江津駅、高田駅及び上越妙高駅に向けての移動手段を確保することが目的であることから数値化は困難である。
補助制度開始	令和6年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 佐渡汽船に案内する。
事業担当	（担当部署） 企画部交通政策課
	（電話番号） 0259-63-3184